

ち三月二十三日全従業員大會を開催して漸やく其の態度を決定既得労働条件確保へ方向を轉換することとなり之れが貫徹に最後の努力をなしたのである。

之に對して舊勞大黨は當初よりの合同絶對反對の主張の下に引續き演說會や宣傳ピラ等に依りて罷業を目標に専ら煽動に努めたるも、工場に基礎を有せざると従業員の自重とに因り其の運動は遂に奏功せず、法案提出の二月末を以つて、其の反對運動は、國社黨や左翼の策動と共に振はず、自然立消の狀態となつた。而して一方既成政黨並に關係市町村の當局に於ける運動も既得權確保の旨質を政府當局より與へられて之に満足したのである。

かくて一般従業員に於ても合同法案の内容、合同後の労働條件の現状維持等が當局の言明に依り漸次明白となり其の不安を除くことを得たので、一時白熱化した反對熱も法案提出の

前後を通して次第に緩和せられ、さしも社會注視の的であつた三ヶ月に亘る合同反對運動も、茲に理解ある當局の措置と一方従業員の自重と相俟つて遂に平靜に歸することを得たのである。

二、合同反對同盟會の運動

前項説明の如く法案の議會に提出された二月末頃に至りては既に舊勞大黨、國社黨、並に左翼の活動には見るべきものなく、専ら全従業員の反對闘争主体としての舊社民黨指導下にある製鐵官民合同反對同盟會の運動であり、しかもそれは合同絶對反對より既得權維持への方向轉換であり、而して遂に労働条件確保に成功したのであつた。即ち第二回報告後に於ける反對同盟會の運動状況は概要次の通である。